

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和57年11月にD社に入社し、D社E支社に勤務した後の58年2月1日にD社本社に転勤したが、厚生年金保険の記録上、同年1月31日に被保険者資格を一旦喪失し、同年2月1日に再度、同資格を取得したことになっており、同年1月が被保険者期間に算入されていないことが分かった。

事業を継承したC社が、継続して勤務していたことを証明しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、昭和57年11月1日から58年1月31日までの期間において、D社（商業登記簿によると、申立期間当時、D社は、A社に商号変更しており、E県内に支店を設置していたことが確認できる。）に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立期間当時、D社はA社B支社に名称変更している上、当該事業所の事業を継承したC社から提出された申立人に係る在籍証明書、C社からの回答及び雇用保険の加入記録（事業所名はC社B支社）により、申立人は、申立期間においてA社B支社に継続して勤務し（昭和58年2月1日にA社B支社からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和57年12月の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、「申立人の資格喪失日を昭和58年2月1日とするべきところ、誤って同年1月31日として届け出たので、同年1月分の保険料は納付していないと思う。」としており、C社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、A社が申立人に係る被保険者資格喪失日を昭和58年1月31日として届け出ていることが確認できることから、事業主がオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は32万1,000円、17年7月25日は29万7,000円、18年7月25日は30万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は32万1,000円、申立期間②は29万7,000円、申立期間③は30万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は16万4,000円、17年7月25日は11万3,000円、18年7月25日は8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は16万4,000円、申立期間②は11万3,000円、申立期間③は8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は9万6,000円、17年7月25日は8万8,000円、18年7月25日は9万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は9万6,000円、申立期間②は8万8,000円、申立期間③は9万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は25万3,000円、17年7月25日は23万3,000円、18年7月25日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は23万3,000円、申立期間③は24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は34万6,000円、17年7月25日は19万1,000円、18年7月25日は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は34万6,000円、申立期間②は19万1,000円、申立期間③は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は34万7,000円、17年7月25日は30万2,000円、18年7月25日は23万1,000円、同年12月20日は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は34万7,000円、申立期間②は30万2,000円、申立期間③は23万1,000円、申立期間④は34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は26万8,000円、17年7月25日は24万7,000円、18年7月25日は25万4,000円、同年12月20日は27万5,000円、19年7月25日は24万9,000円、同年12月20日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は26万8,000円、申立期間②は24万7,000円、申立期間③は25万4,000円、申立期間④は27万5,000円、申立期間⑤は24万9,000円、申立期間⑥は25万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成 16 年 12 月 24 日は 11 万 5,000 円、17 年 7 月 25 日は 12 万 8,000 円、18 年 7 月 25 日は 13 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 14 万 9,000 円、19 年 7 月 25 日は 10 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 12 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日
② 平成 17 年 7 月 25 日
③ 平成 18 年 7 月 25 日
④ 平成 18 年 12 月 20 日
⑤ 平成 19 年 7 月 25 日
⑥ 平成 19 年 12 月 20 日

私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は11万5,000円、申立期間②は12万8,000円、申立期間③は13万5,000円、申立期間④は14万9,000円、申立期間⑤は10万2,000円、申立期間⑥は12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は35万3,000円、17年7月25日は32万円、18年7月25日は30万8,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月25日は34万3,000円、同年12月20日は41万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は35万3,000円、申立期間②は32万円、申立期間③は30万8,000円、申立期間④は34万6,000円、申立期間⑤は34万3,000円、申立期間⑥は41万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は12万9,000円、17年7月25日は11万5,000円、18年7月25日は30万3,000円、同年12月20日は32万8,000円、19年7月25日は30万9,000円、同年12月20日は15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は12万9,000円、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は30万3,000円、申立期間④は32万8,000円、申立期間⑤は30万9,000円、申立期間⑥は15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成17年7月25日は6万円、18年7月25日は5万9,000円、同年12月20日は3万8,000円、19年7月25日は5万5,000円、同年12月20日は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は6万円、申立期間②は5万9,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は5万5,000円、申立期間⑤は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は3万7,000円、17年7月25日は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は3万7,000円、申立期間②は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は12万2,000円、17年7月25日は8万6,000円、18年7月25日は14万2,000円、同年12月20日は9万円、19年7月25日は8万6,000円、同年12月20日は12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は12万2,000円、申立期間②は8万6,000円、申立期間③は14万2,000円、申立期間④は9万円、申立期間⑤は8万6,000円、申立期間⑥は12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は35万4,000円、17年7月25日は32万7,000円、18年7月25日は33万6,000円、同年12月20日は36万4,000円、19年7月25日は33万1,000円、同年12月20日は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立人は、申立期間①は35万4,000円、申立期間②は32万7,000円、申立期間③は33万6,000円、申立期間④は36万4,000円、申立期間⑤は33万1,000円、申立期間⑥は32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は12万円、17年7月25日は1万4,000円、18年7月25日は26万4,000円、同年12月20日は28万7,000円、19年7月25日は14万5,000円、同年12月20日は20万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は12万円、申立期間②は1万4,000円、申立期間③は26万4,000円、申立期間④は28万7,000円、申立期間⑤は14万5,000円、申立期間⑥は20万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は33万7,000円、17年7月25日は31万1,000円、18年7月25日は31万4,000円、同年12月20日は34万円、19年7月25日は30万9,000円、同年12月20日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は33万7,000円、申立期間②は31万1,000円、申立期間③は31万4,000円、申立期間④は34万円、申立期間⑤は30万9,000円、申立期間⑥は30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は8万5,000円、17年7月25日は10万7,000円、18年7月25日は13万2,000円、同年12月20日は11万3,000円、19年7月25日は10万8,000円、同年12月20日は12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は8万5,000円、申立期間②は10万7,000円、申立期間③は13万2,000円、申立期間④は11万3,000円、申立期間⑤は10万8,000円、申立期間⑥は12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は21万円、17年7月25日は19万6,000円、18年7月25日は27万5,000円、同年12月20日は28万1,000円、19年7月25日は2万9,000円、同年12月20日は3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は21万円、申立期間②は19万6,000円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は28万1,000円、申立期間⑤は2万9,000円、申立期間⑥は3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成17年7月25日は5万4,000円、18年7月25日は3万2,000円、同年12月20日は5万4,000円、19年7月25日は4万5,000円、同年12月20日は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は5万4,000円、申立期間②は3万2,000円、申立期間③は5万4,000円、申立期間④は4万5,000円、申立期間⑤は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年7月25日は9万円、同年12月20日は11万円、19年7月25日は9万5,000円、同年12月20日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間①は9万円、申立期間②は11万円、申立期間③は9万5,000円、申立期間④は11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利

が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月20日は4万7,000円、19年7月25日は6万2,000円、同年12月20日は1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月25日
③ 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間①は4万7,000円、申立期間②は6万2,000円、申立期間③は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが

確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

私がA社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しから、申立人は、3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、23歳の頃、A市B町からA市C町に転居し、A市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったが、A市役所の窓口の担当者から未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したら年金が全額支給されるとの説明を受け、当該期間の保険料を納付し、年金手帳を受け取ったと思う。

国民年金保険料は全額納付していると思っていたが、未納期間があることに納得できないので申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の記号番号の払出日等から、昭和53年3月頃に払い出されたものと推認されるが、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「A市役所に出向き、加入手続のときに未納期間の国民年金保険料を納付することができると言われ、そのときに1回だけ、A市役所でまとめて現金で全額納付し、年金手帳を受け取った記憶がある。」としているが、申立期間の一部は過年度納付により国民年金保険料を納付することは可能であるものの、A市は、「昭和53年3月頃は、市において過年度保険料を収納することはできなかった。」としており、A市役所内にある二つの金融機関における過年度保険料の収納開始時期も、共に昭和55年6月以降であることから、申立人が過年度保険料をA市に納付したとは

考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる時点では、A市において昭和 52 年度の保険料を納付することは可能であったことから、申立人がまとめて納付した保険料は、当該年度の保険料であったとも考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月及び同年12月

私は、記憶は定かではないが、所持している年金手帳に申立期間の国民年金記録の記載があり、納付書が送付されていたら納付しないことはないので、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険の加入期間に挟まれた期間であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期及び国民年金保険料の納付金額、納付場所等を覚えておらず、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る資格記録（昭和60年11月21日に国民年金被保険者資格を取得し、61年1月13日に資格を喪失した記録）の記載がない上、オンライン記録によると、申立期間に係る資格記録は、申立期間当時、加入手続を行ったとした場合に記載されるべき国民年金手帳記号番号に係る記録欄には登録されておらず、平成9年1月から施行された基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号）に係る記録欄に登録されていることから、当該資格記録は少なくとも同年1月以降に登録されたものと考えられ、当該資格記録が登録されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認される。

さらに、申立人の元妻の国民年金の加入記録によると、申立期間以前において、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替等を行っている期間

については、申立人の元妻も国民年金の任意加入から強制加入等への種別変更が行われているが、申立期間については、任意加入から強制加入への種別変更が行われていないことから、申立人は申立期間当時、国民年金被保険者資格の再取得及び喪失の手続きを行っていない可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
平成 20 年 11 月に社会保険事務所（当時）の訪問調査を受けた際に、私の A 社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日よりも後に遡及して減額されていることが分かった。申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受け取っていた報酬よりも低い金額となっていることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額を遡及して減額される前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 10 月 1 日）の後の平成 10 年 10 月 30 日付けで、申立人の 8 年 9 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が 56 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理された平成 10 年 10 月 30 日の時点において、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年から 8 年頃、代金が未収になり、債権ができたのを契機に会社の経営が大変になった。社会保険料の滞納があるのは知っていたが、10 年 9 月に会社を閉鎖するまでの期間、社会保険料や国税は手形で決済しており、遅れてもきちんと支払っていたと思う。」としているものの、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人（申立人を除く）のう

ち、申立期間の標準報酬月額が申立人と同様に平成 10 年 10 月 30 日付けで遡及して引き下げられている A 社の取締役であった申立人の妻は、「私の標準報酬月額が引き下げられていることは知らなかった。社会保険事務所（当時）から相談があったかどうか分からない。」としており、もう一人の、当時、A 社の事務を担当していた者は、「私は、社会保険事務を担当していたかどうかは覚えていない。時期は不明であるが、事業主の妻も事務を担当していた時期があると思うし、私は補助的な仕事しかしていないので詳細は分からない。」としているほか、申立人は申立期間に係る届出等の資料は無いとしているが、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の関与も無く無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から29年1月まで

私は、昭和27年1月、A事務所に事務職の臨時職員として採用され、3か月後にA事務所を管轄するB事務所の正職員となり、28年末まで勤務していたが、年金事務所に照会したところ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された人事記録により、申立人は、申立期間の大部分を含む昭和27年2月4日から29年1月4日までの期間において、A事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和27年8月から29年1月までの期間については、C共済組合D県支部から提出された退職一時金支給台帳（昭和29年2月支払分）により、申立人はA事務所を退職した際に1年6か月分の退職一時金を支給決定されたことが確認できるところ、当該支部は、「退職一時金の対象期間は、申立人が臨時事務補助員から臨時嘱託職員になった昭和27年8月から28年3月までの期間及び正職員となった同年4月から29年1月までの期間と考えられる。」としていることから、申立人は、当該期間においては、C共済組合の組合員であったものと推認される。

また、A事務所に係る人事記録等を引き継いだE事務所は、「A事務所に係る厚生年金保険被保険者の対象者は職員を除く労務者であり、A事務所において勤務していた職員は、B事務所の職員に当たるため、A事務所に係る厚生年金保険被保険者とはなり得なかった。」と回答しているところ

る、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、B事務所から提出された昭和28年7月1日現在の職員録において、A事務所の職員として氏名が記載されている35人（申立人等を除く。）についても、同日において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者であった者は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和27年1月から同年7月までの期間については、同年1月から同年2月4日までは、B事務所等に照会しても、申立人がA事務所に勤務していたことを確認できない上、申立期間当時、B事務所は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないほか、申立人が同じ時期にB事務所の臨時職員から正職員になったとする複数の同僚についても、オンライン記録上、同年1月から同年7月までの期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

なお、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったB事務所の関連事業所に係る被保険者名簿を見ても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 1 月 22 日まで

私は、申立期間において、A社の事業主として役員報酬を得ており、当該報酬に応じた厚生年金保険料を控除されていたが、平成 20 年 12 月に社会保険事務所（当時）の担当者から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の 9 年 1 月 22 日付けで申立期間の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されている可能性があるとの説明を受けた。

標準報酬月額が遡及訂正により減額されていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を減額される前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 1 月 22 日）に、申立人の平成 7 年 11 月から 8 年 12 月までの標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間を含め遡及訂正された平成 9 年 1 月 22 日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び経理を担当していたとする申立人の妻は、「期間や金額については分からないが、保険料の滞納があった。」としているところ、申立人がA社に係る保険料の口座引落としを行っていたとする金融機関から提出された平成 8 年 4 月 1 日以降のA社に係る預金取引に関する資料によると、同年 2 月分、同年 3 月分、同年 8 月分、同年 10 月分及び同年 11 月分と考えられる社会保険料の振替が行われたことは確認できるものの、

これらの期間以外の保険料については振替が行われたことは確認できない。

さらに、申立人及び申立人の妻は、「滞納分の保険料を納付するように督促を受けたので、平成9年1月頃に社会保険事務所に相談に行き、社会保険を辞めることになった。その際、担当者から『保険料を納めなくても良い。』と言われたが、その理由は聞いていない。」としているところ、申立人が当時の担当者であったとする年金事務所の職員は、「A社については覚えていないが、少なくとも滞納事業所に対して、保険料を納めなくても良い旨の発言をしたり、事業所からの届出に基づかずに標準報酬月額を遡及訂正することはない。」としている上、前述のとおり、平成8年4月以降、振替が行われたことが確認できない保険料の合計額と当該訂正処理によって生じる保険料の差額を考え合わせると、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月11日から同年8月31日まで

私は、申立期間において、A市B町にあるC社に勤務していた。当時の失業保険被保険者証を所持しており、厚生年金保険にも加入していたと思うが、C社に係る被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたとしているところ、雇用保険の加入記録及び当該記録により確認できる事業所と考えられるD社（所在地は、A市B町）の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部を含む昭和47年3月20日から同年5月31日までの期間において、D社に勤務していたものと推認される。

しかし、D社は、「申立人の在籍期間を確認できる資料は無いし、D社は、申立期間を含め、設立以来、厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と回答しているところ、オンライン記録上、D社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、D社は、「D社の従業員は、医療保険については国民健康保険に、年金については国民年金に加入している。」と回答しているところ、申立期間当時、D社に勤務していたとする者に係る国民年金被保険者台帳を見ると、この者は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、D社は、「厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から保険料を控除したことはない。」としている上、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をう

かがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、当該同僚も、申立人がA社に勤務していた期間までは覚えていない上、申立人が覚えている同僚で、事業主の親戚に当たるとする者は、「A社に約2年間勤務していた。」としているものの、申立人と同様にA社に係る被保険者記録が確認できないことから、事情は不明であるが、A社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立期間後にA社の役員となった者は、「当時、私はまだ幼かったし、資料も残っていないので、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除については不明である。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

期間を含む昭和 21 年 3 月 30 日から 23 年 8 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得した者は確認できない上、事業所別の厚生年金保険記号番号払出簿を見ても、当該期間においてA社に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。